平成２４年（フ）第４６号
北海道小樽市新光５丁目35番２号　メゾンド新光Ⅱ２号室、前住所北海道小樽市桜５丁目21番42号
債務者　岡本　　博
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１３６号
北海道小樽市清水町23番６号、前住所北海道小樽市清水町34番５号
債務者　安齋　吉行
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１６５号
北海道苫小牧市沼ノ端中央２丁目14番19号コーポひまわり３号
債務者　一戸比呂史
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第６７２号
宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字西河原１番地２、従前の住所宮城県多賀城市新田字後109番地の１　フラット泉101
債務者　加藤英美子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７１５号
仙台市宮城野区幸町３－６－５－205号室、住民票上の住所宮城県気仙沼市古町２丁目３番16号
債務者　吾妻久美子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７３０号
仙台市宮城野区新田１丁目８番43号
債務者　岩井　　浩
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４３号
秋田県大仙市大沢郷寺字戸川前田面142番地
債務者　伊藤佳代子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第７６号
福島県いわき市好間町北好間字椎木平１番地
債務者　佐藤喜代美
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第１１９号
茨城県土浦市真鍋５丁目５番２号
債務者　羽方　　壽
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１２０号
茨城県土浦市真鍋５丁目５番２号
債務者　羽方　成子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２３６号
茨城県稲敷郡美浦村大字木原89番地１　グループホームドルチェ、前住所茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1972番地273　岡野住宅Ａ
債務者　鎌田　　實
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１０６号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前６丁目２番地１　県営住宅４棟105号
債務者　長嶋　靖男
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１０７号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前６丁目２番地１　県営住宅４棟105号
債務者　長嶋　利夏
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１０８号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前６丁目２番地１　県営住宅４棟105号
債務者　長嶋　匡希
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１１３号
千葉県君津市北子安１丁目９番３―106号
債務者　小松原一夫
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１１７号
千葉県木更津市江川670番地２　江川コーポＥ号
債務者　佐々木武志
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第４７号
富山県高岡市あわら町９番７号
債務者　野田香奈こと　張　　媛
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
富山地方裁判所高岡支部